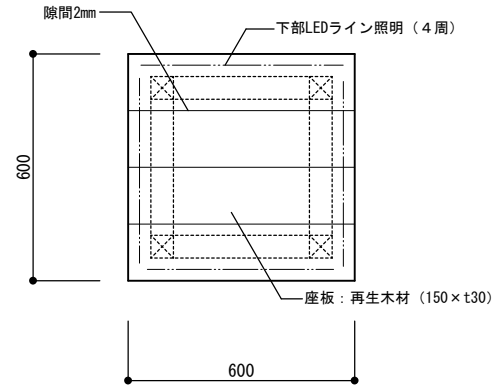
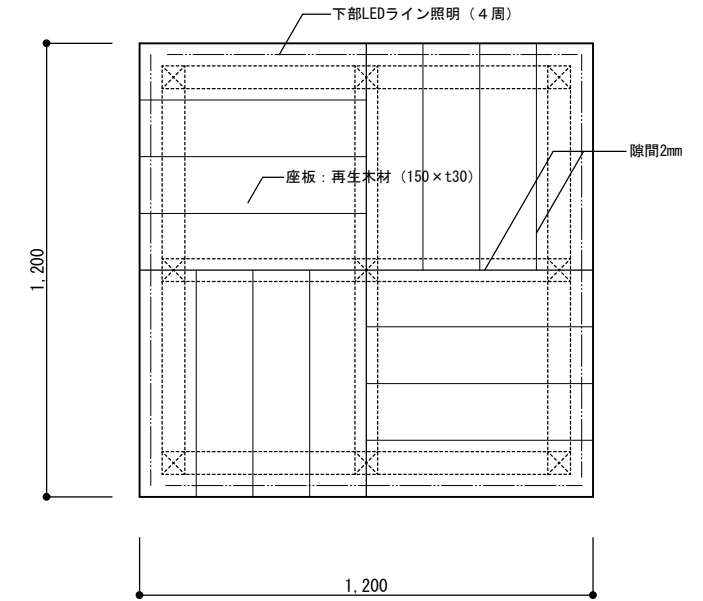


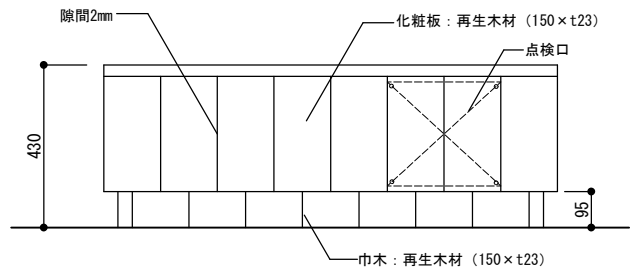
NB-1 平面詳細図 S=1/20



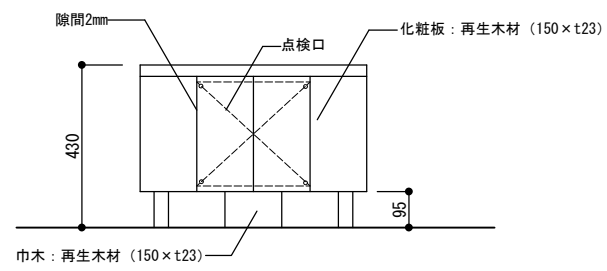
NB-2 平面詳細図 S=1/20



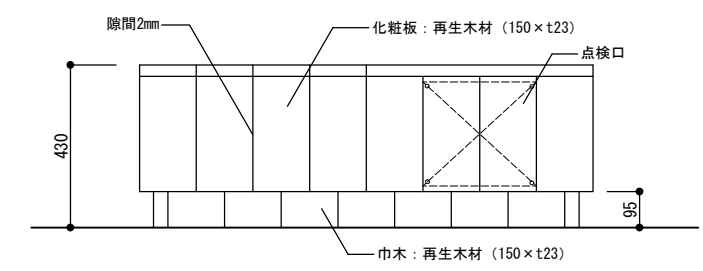
NB-3 平面詳細図 S=1/20



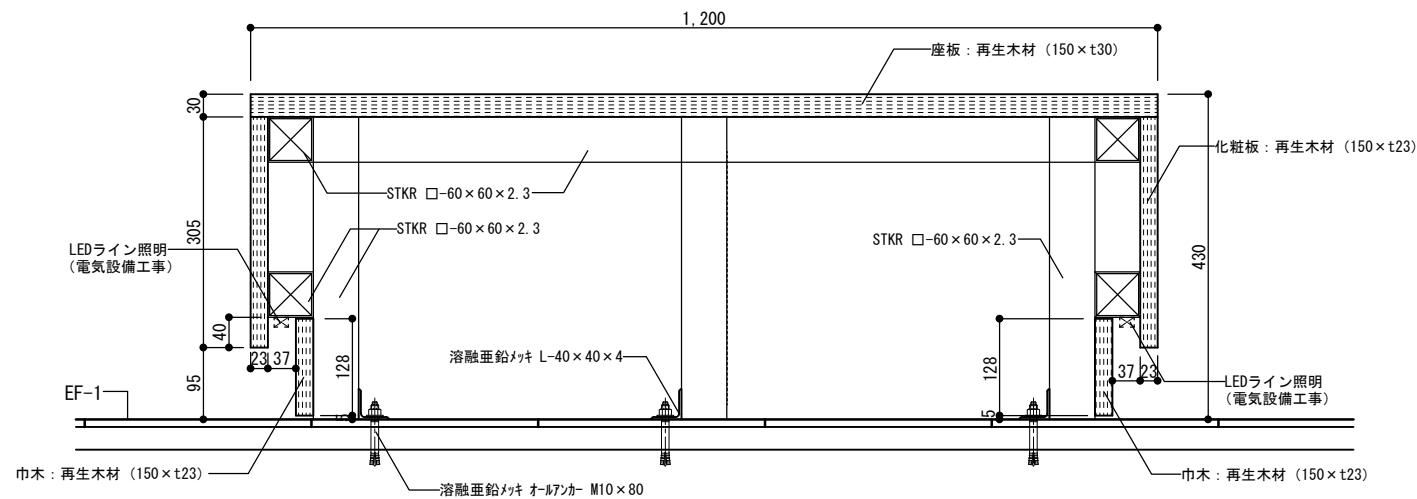
NB-1 姿図 S=1/20



NB-2 姿図 S=1/20



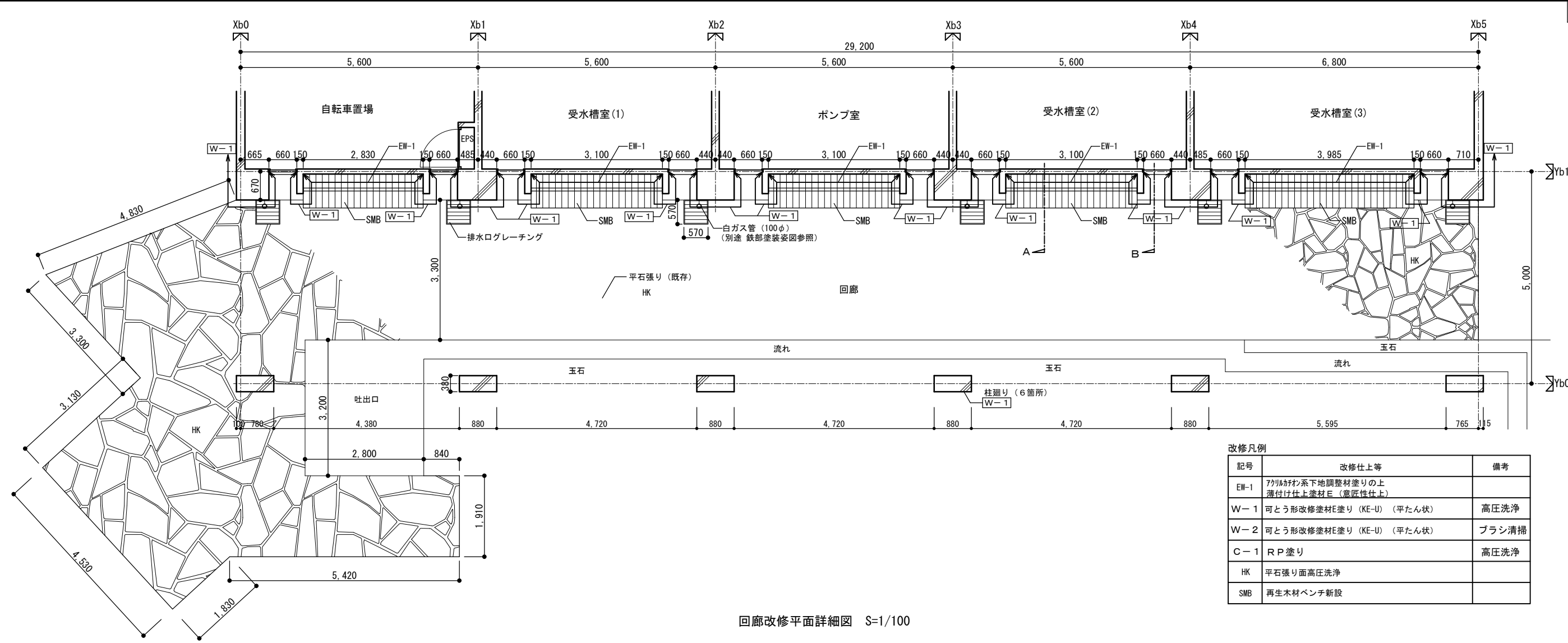
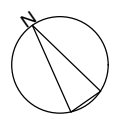
NB-3 姿図 S=1/20



再生木材ベンチ断面詳細図 S=1/10

各ベンチ数量表

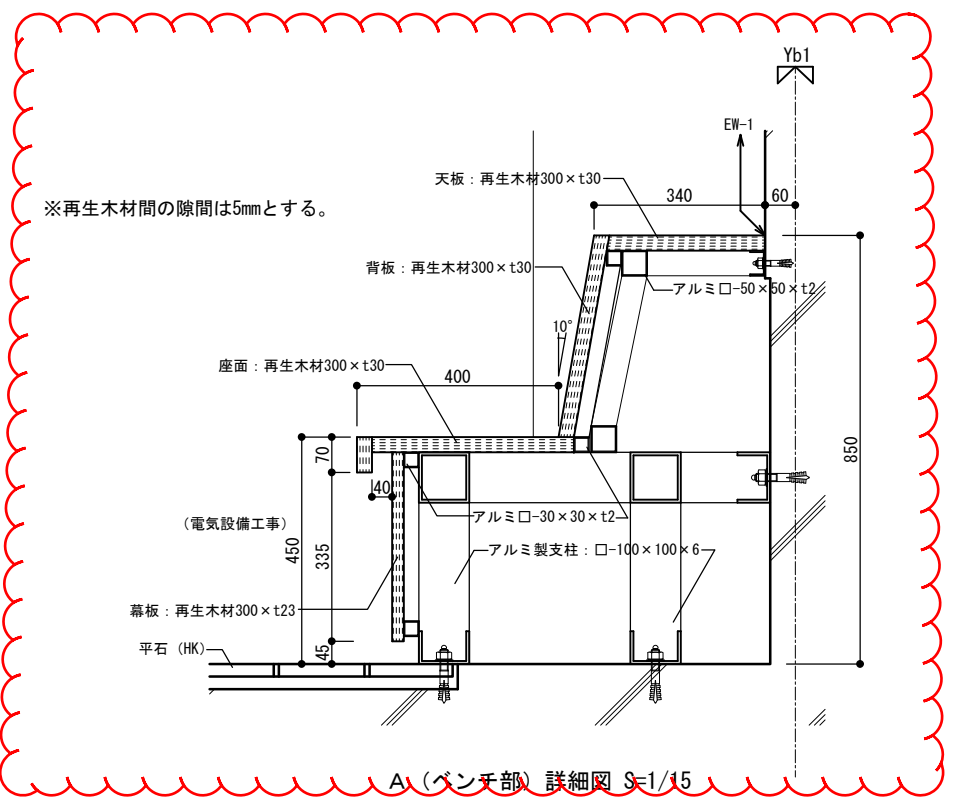
| 号棟 | NB-1 | NB-2 | NB-3 | 備考 |
|-----|------|------|------|----------------|
| 6-1 | 1 | | | |
| 6-2 | | | 1 | |
| 6-3 | | 4 | | ベンチ間の有効寸法1,000 |
| 6-4 | | 4 | | ベンチ間の有効寸法1,000 |
| 6-5 | | 4 | | ベンチ間の有効寸法1,000 |
| 6-6 | | 4 | | ベンチ間の有効寸法1,000 |
| 6-7 | 1 | | | |



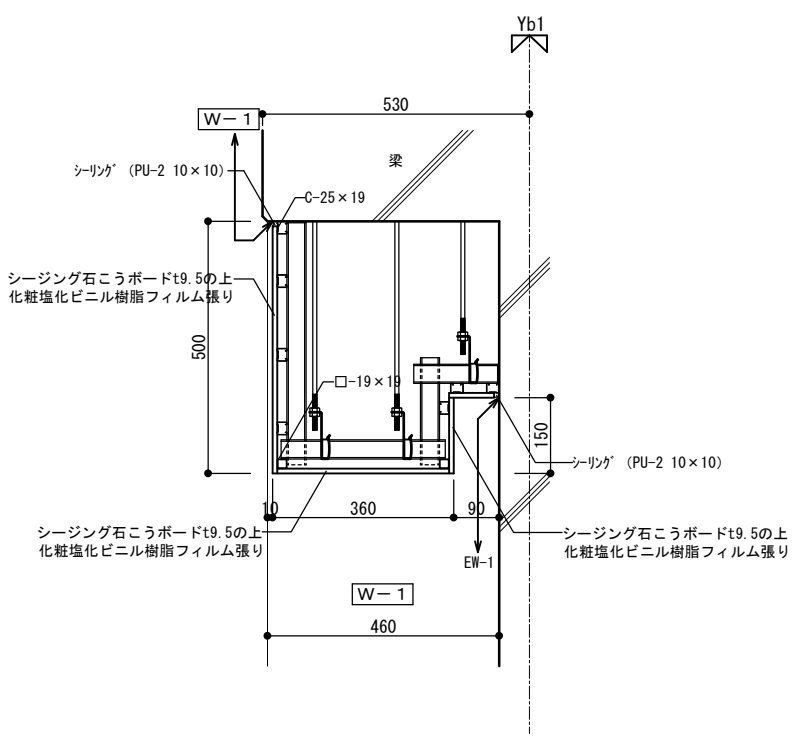
改修凡例

| 記号 | 改修仕上等 | 備考 |
|------|-------------------------------------|-------|
| EW-1 | 7カク幼材系下地調整材塗りの上 薄付け仕上塗材E (意匠性仕上) | |
| W-1 | 可とう形改修塗材E塗り (KE-U) (平たん状) | 高圧洗浄 |
| W-2 | 可とう形改修塗材E塗り (KE-U) (平たん状) | ブラシ清掃 |
| C-1 | R P 塗り | 高圧洗浄 |
| HK | 平石張り面高圧洗浄 | |
| SMB | 再生木材ベンチ新設 | |

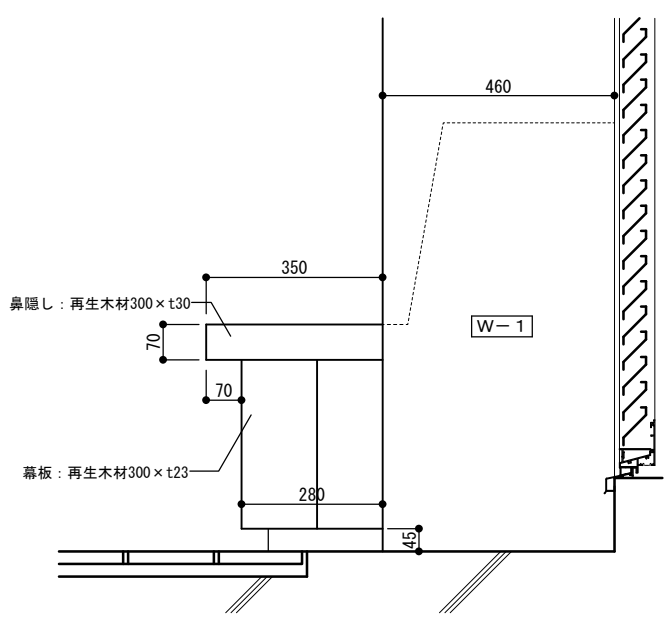
回廊改修平面詳細図 S=1/100



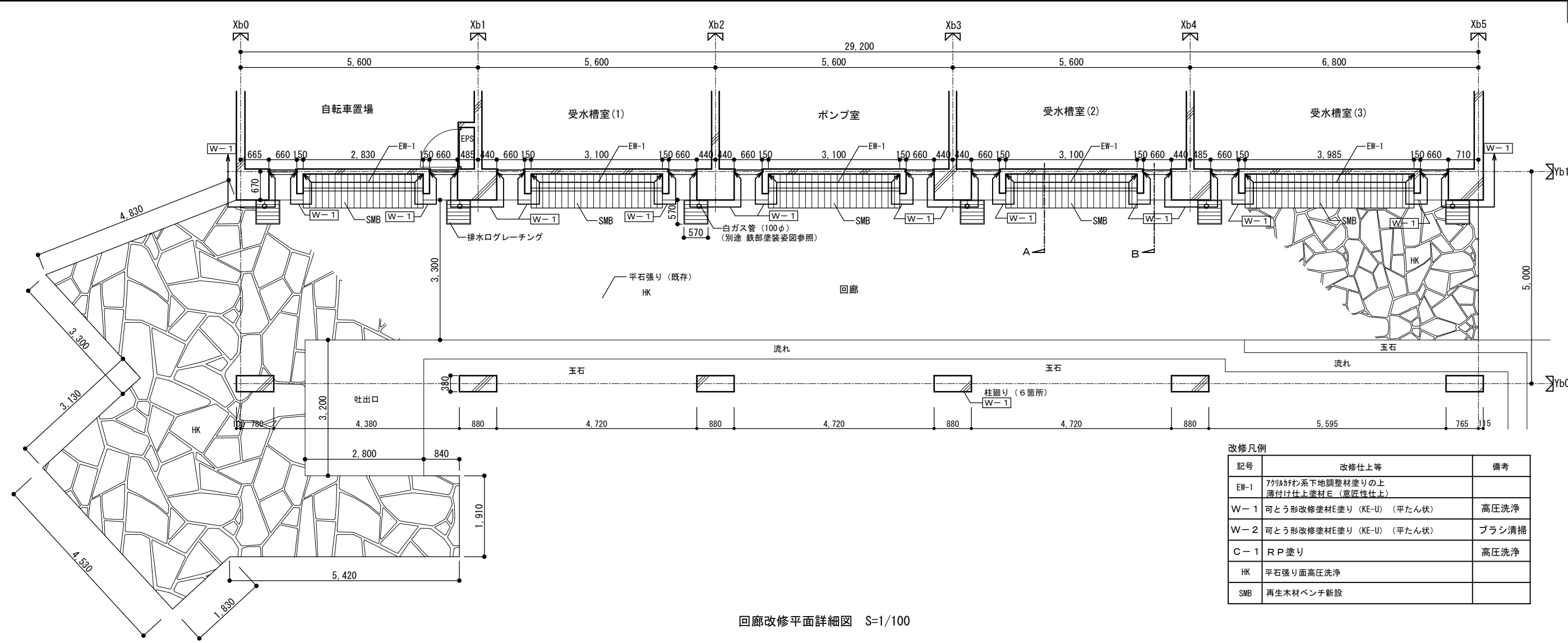
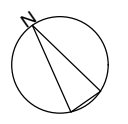
A (ベンチ部) 詳細図 S=1/15



A (ベンチ上部) 詳細図 S=1/15



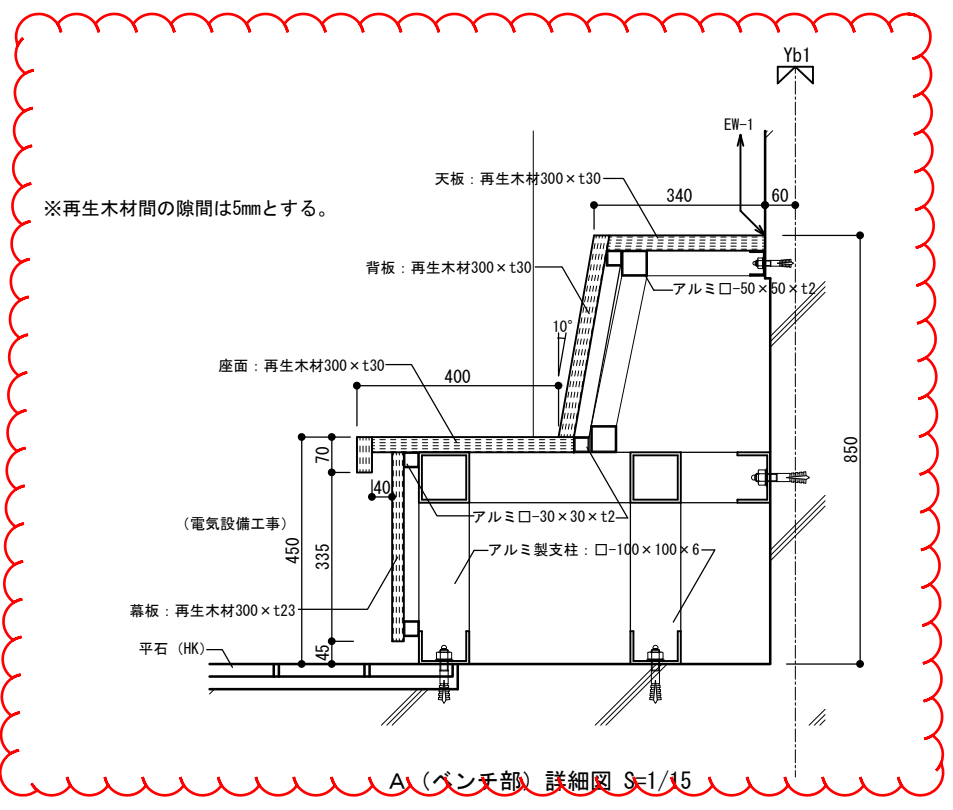
B (ベンチ側面) 詳細図 S=1/15



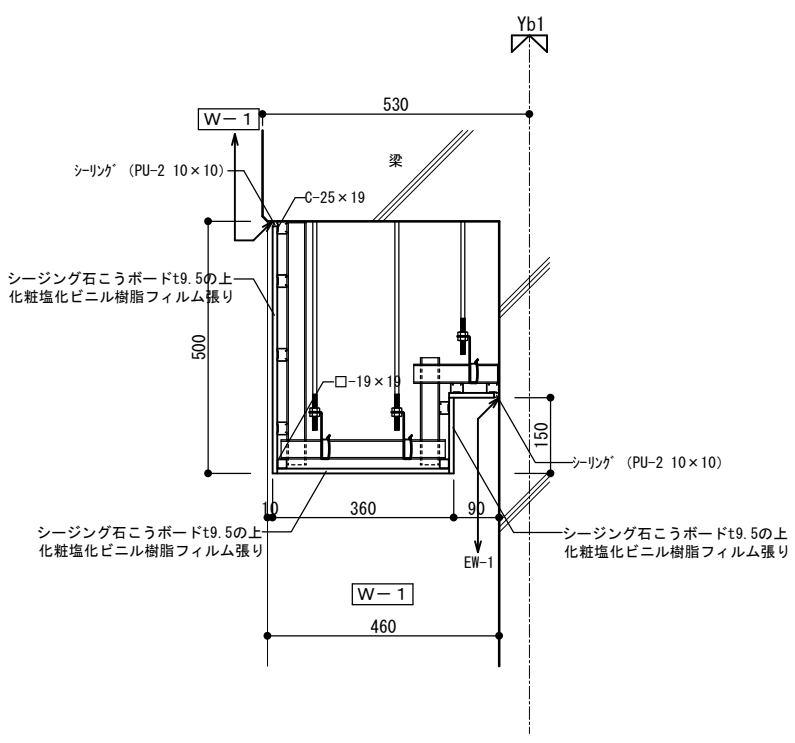
改修凡例

| 記号 | 改修仕上等 | 備考 |
|------|-------------------------------------|-------|
| EW-1 | 7kg/㎡系下地調整材塗りの上 薄付け仕上塗材E (意匠性仕上) | |
| W-1 | 可とう形改修塗材E塗り (KE-U) (平たん状) | 高圧洗浄 |
| W-2 | 可とう形改修塗材E塗り (KE-U) (平たん状) | ブラシ清掃 |
| C-1 | R P 塗り | 高圧洗浄 |
| HK | 平石張り面高圧洗浄 | |
| SMB | 再生木材ベンチ新設 | |

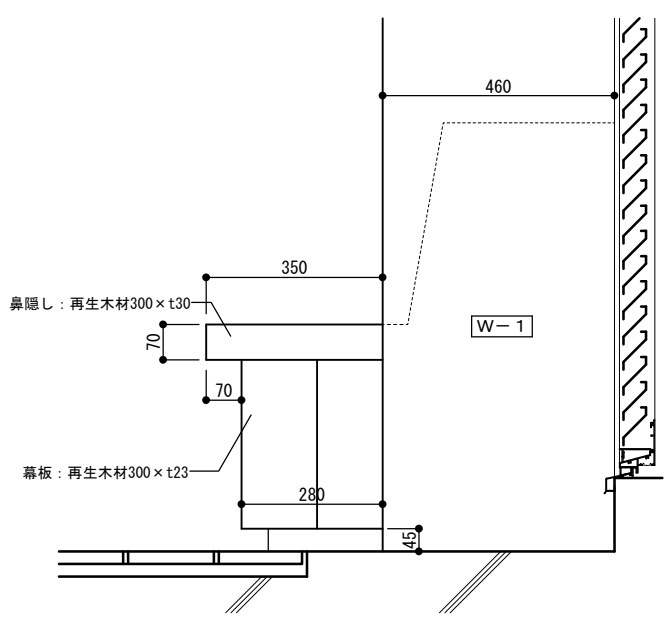
回廊改修平面詳細図 S=1/100



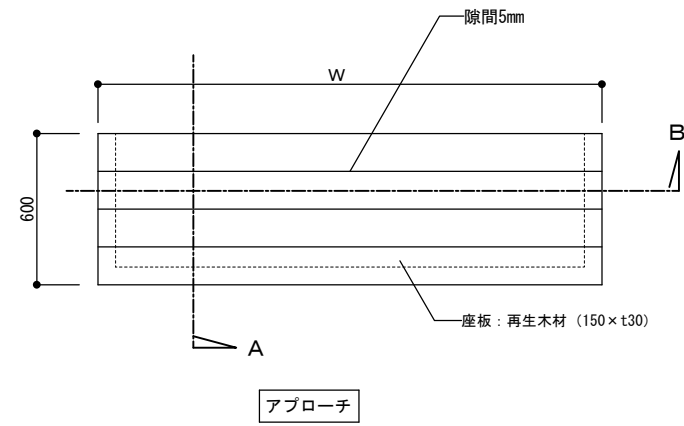
A (ベンチ部) 詳細図 S=1/15



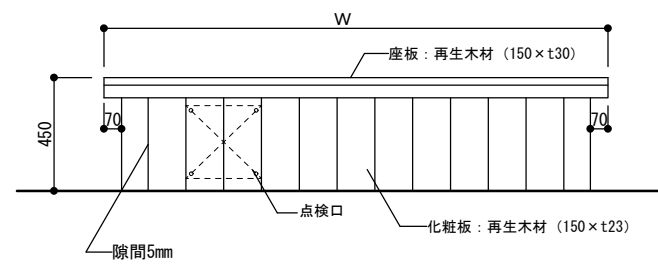
A (ベンチ上部) 詳細図 S=1/15



B (ベンチ側面) 詳細図 S=1/15



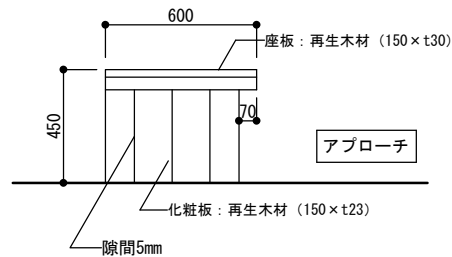
再生木材ベンチ平面図 S=1/30



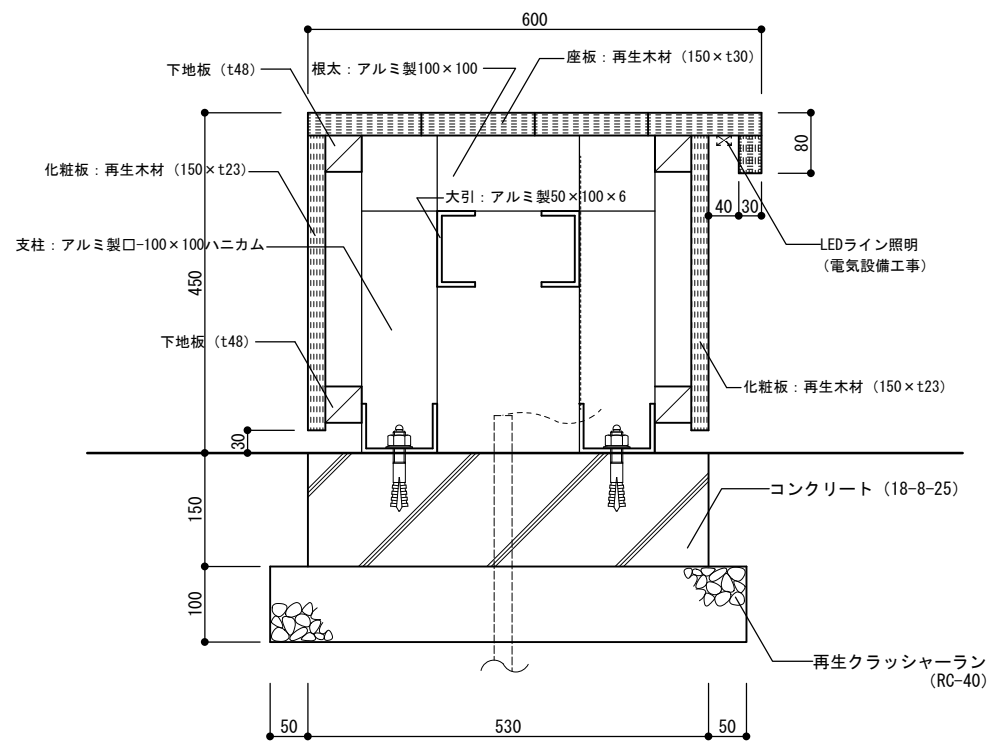
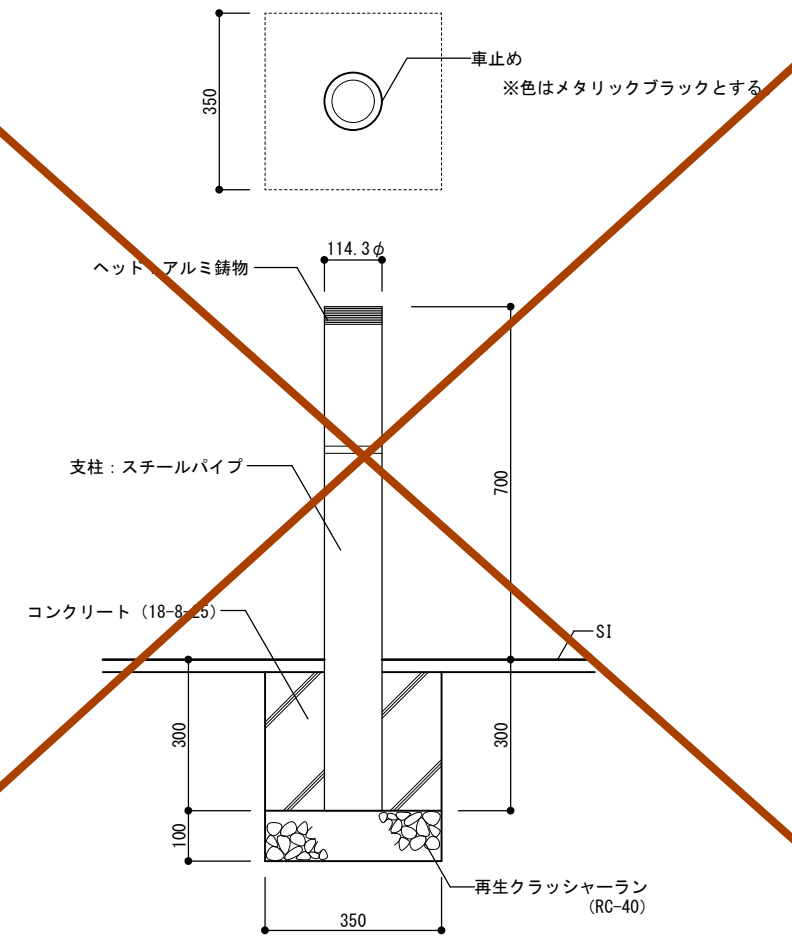
再生木材ベンチ正面立面図 S=1/30

屋外ベンチ数量表

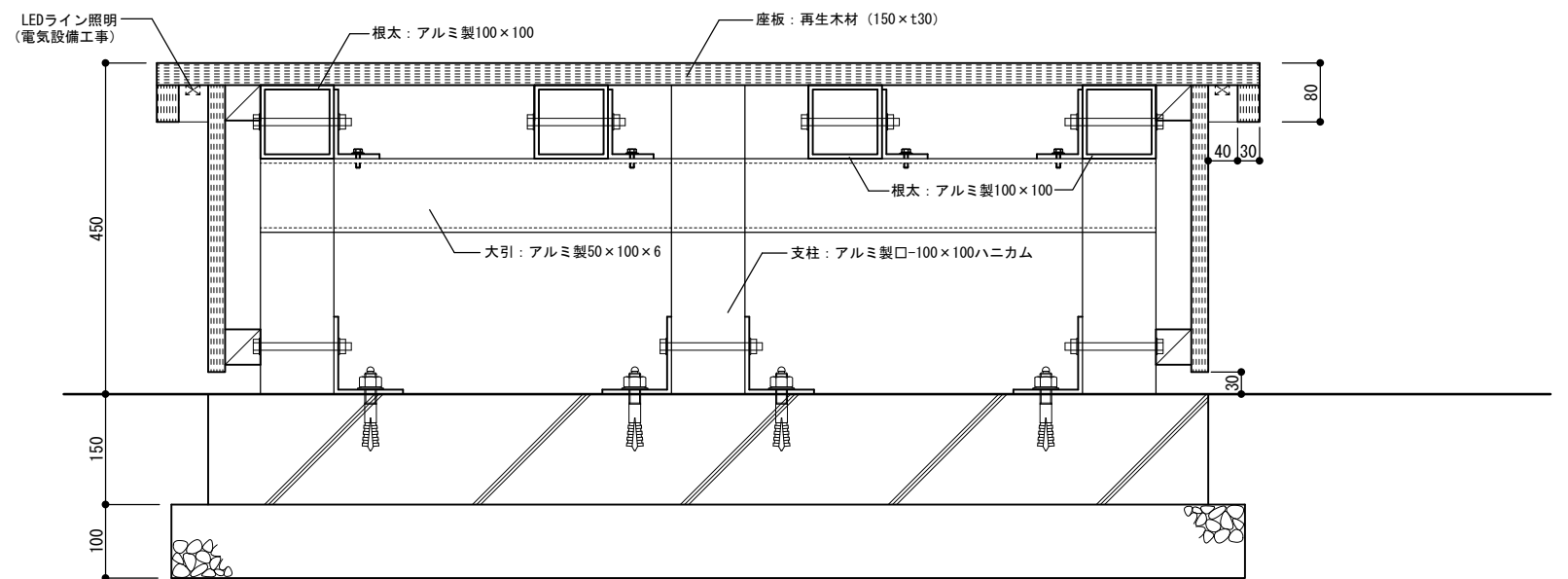
| 号棟 | 箇所数 | W |
|-----|-----|-------|
| 6-1 | 1 | 2,000 |
| 6-2 | 1 | 2,000 |
| 6-3 | 1 | 2,000 |
| 6-4 | 1 | 1,800 |
| 6-5 | 1 | 1,500 |
| 6-6 | 1 | 1,500 |
| 6-7 | 1 | 2,000 |



再生木材ベンチ側面立面図 S=1/30



A断面詳細図 S=1/10



B断面詳細図 S=1/10

- (7) 空家住宅等の集合郵便受箱にチラシ等の投函を防止する必要がある場合は、所轄の住まいセンターと協議すること。
- (8) 既設郵便受箱の取外し期間の取り扱いは、管轄の郵便局、監督員の確認を受けること。
- (9) 撤去・新設数量は、設計図書のほか下表による。(単位:戸)

| 対象住棟 | 6-1号棟 | 6-2号棟 | 6-3号棟 | 6-4号棟 | 6-5号棟 | 6-6号棟 | 6-7号棟 | 計 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 撤去 | 55 | 48 | 44 | 23 | 56 | 71 | 60 | 357 |
| 新設(W360×H120×D280程度) | 54 | 48 | 45 | 24 | 57 | 72 | 60 | 360 |
| 内、ダミー | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 6 |

14. その他工事

- (1) 一般事項
 - 本工事は、「保・共・仕」10章1節 一般事項によるほか、以下による。
- (2) バルコニー隔て板避難表示張り工事
 - 1. 本設計図に示すバルコニー避難表示ステッカー張り(両面)を行う。
 - 2. 避難表示ステッカーについては、アルミ箔にシルク印刷した製品(400×150内外)とし、監督員と協議の上決定する。
 - 3. 表示箇所については、機構住宅標準詳細設計図集(第2版)AE-502を参照する。

| 避難表示ステッカー | 6-1号棟 | 6-2号棟 | 6-3号棟 | 6-4号棟 | 6-5号棟 | 6-6号棟 | 6-7号棟 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 400×150内外 | 82 枚 | 72 枚 | 72 枚 | 32 枚 | 82 枚 | 110 枚 | 94 枚 |

※記載数量は両面分とする
- (3) EV三方枠及びカゴ内化粧粘着シート張り及び床シート貼替工事
 - 1. 一般事項等
 - 1) 本工事はエレベーター扉、枠及びカゴ内の設計図書に示す部分に適用する。
 - 2) 色柄等の決定については、発注担当部署の確認を受けること。
 - 3) エレベーターカゴ内及び三方枠の工事を実施する場合は、工事実施日ごとに工事対象エレベーターの保守管理業務受託者により、施工前、施工後の確認を実施することとする。
なお、本件に係る費用は本工事に含むものとする。
 - 2. 化粧塩化ビニル樹脂フィルム張り工事
 - 1) 化粧塩化ビニル樹脂フィルムの仕様は、塩化ビニル樹脂の印刷フィルム層にアクリル樹脂の簡易施工タイプ粘着剤が付き「粘着剤付き化粧塩化ビニル樹脂フィルム」とし、厚さは約0.2mmとする。
 - 2) エレベーター扉、枠及びカゴ内に使用する化粧塩化ビニル樹脂フィルムは、不燃認定品とし、耐スクラッチ性に優れた製品を採用することとする。
 - 3) 化粧塩化ビニル樹脂フィルムの施工方法は、メーカー仕様とする。
- (4) 取外し再取付工事
 - 1. 施工に際し支障となる面格子及び排水溝グレーチング等を一時取外し施工終了後再取付を行う。
 - 1) 施工方法については、取外し再取付の方法、取外し後の落下養生の方法、再取付後の確認方法等について事前に計画書を作成し監督員の確認をうけること。
 - 2) 施工前の設置状況を確認し、不具合がある場合は監督員に報告のうえ、再取付の際に適切に処理すること。
 - 3) 面格子については、1日の作業終了時に復旧すること。
 - 4) 仮設足場設置時に支障のある屋外自転車置場の折板屋根は必要に応じて取外し、再取付とする。
- (5) 落下防止庇FRPグレーチング取替工事
 - 1. 住棟に設置されている落下防止庇について、鉄骨梁、フレーム等の構成部材は既存のままとし、FRPグレーチングの撤去、新設を行う。
 - 1) 施工方法については、撤去の方法、撤去後の落下養生の方法、新設後の確認方法等について事前に計画書を作成し監督員の確認をうけること。
 - 2) 施工前の設置状況を確認し、不具合がある場合は監督員に報告のうえ、新設の際に適切に処理すること。
 - 3) 新たに設置するFRPグレーチングのサイズは、既存厚さが25mmの箇所は、マス目を25mm×100mmとし、既存厚さが40mmの箇所は、マス目を40mm角とする。
 - 4) 原則、SUS製FRPグレーチング用取付金具は取り替える。
 - 5) その他、取付方法、強度確認等はメーカー仕様による。
- (6) アルミ製笠木、水切り笠木新設工事
 - 1. 本設計図に図示する位置に、アルミ製笠木及び壁面にはアルミ製水切りを新設する。
 - 1) 当該工事は、「公・住・仕」14章 7節 アルミニウム笠木に準ずる。
 - 2) 押出形材は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)によるA6063S(普通級)とする。
 - 3) 笠木本体の表面処理は、JIS H 8602に規定するB種(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合被膜)の着色陽極酸化塗装複合被膜とする。
 - 4) 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法とする。
 - 5) 固定金具の固定はあと施工アンカーとする。
 - 6) 笠木本体と固定金具との取り付けは勘合方式とする
 - 7) 笠木と笠木の継手部(ジョイント部)は、ジョイント用の金具を用い取り付けを行うものとする。
 - 8) コーナー部は留め加工とし、溶接又は裏板補強を行い、止水処理を施した部材を用いる。
 - 9) 既存のアルミ製笠木等との干渉部は、切り欠き加工とし、止水処理を考慮した部材を用いること。シーリングによる場合はシーリング受けを設置すること。
- (7) 6-1号棟 回廊部改修工事
 - 1. 本設計図に図示する、6-1号棟南面の回廊部のベンチ廻りの改修を行う。
 - 1) 既存ベンチの撤去時、解体材及び発生材処理は、「公・住・仕」1.3.11による。
 - 2) 解体に際して、騒音・振動の発生軽減に努め、機械や工具は低騒音、低振動のものを使用し、また粉塵等が発生しないよう、散水などをしながら施工する。
 - 3) 既存コンクリート及びモルタル等の撤去に際しては、既存躯体にクラックが生じぬ様、注意すること。
 - 4) 撤去時に既存構造物(ブロック)が生じた場合は、監督員に報告の上、速やかに原形復旧すること。
 - 5) 新設するベンチの再生木材は、再生ポリエチレン45%、木粉比率50%以上の配合比率とする。
 - 6) 再生木材の比重は1.3以上とする。
 - 7) 構造材アルミ合金材料はA6063S-T5位以上の強度を有するものとし、アルマイト処理を施した材料とする。
 - 8) 特記無き限りボルト、ワッシャ類は溶融亜鉛メッキ仕上げとする。(ビス類を除く)
 - 9) 特記無き限り鋼材類は溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
 - 10) 新設ベンチは、賠償責任保険加入製品とする。
 - 11) 再生木材の色については別途色彩計画書によるものとする。

- 12) 受注者は制作に先立ち、施工図を作成の上、監督員の確認を得ること。
 - 13) ベンチ上部の梁部のふかし壁下地は、「公・住・仕」14章 4節及び5節による。
 - 14) ベンチ上部の梁部のふかし壁仕上げ材の化粧塩化ビニル樹脂フィルムは、塩化ビニル樹脂の印刷フィルム層にアクリル樹脂の簡易施工タイプ粘着剤が付き「粘着剤付き化粧塩化ビニル樹脂フィルム」とし、厚さは約0.2mmとする。
- 2. 本設計図に図示する、6-1号棟南面の回廊天井部にアルミ製木調ルーバーの新設を行う。
 - 1) ルーバー下地の鉄骨部に関しては、「公・住・仕」7章 鉄骨工事 によるほか下記による。
 - 2) 新設する小梁等鋼材、ガセットプレート、アンカーボルト等はSS400とし、溶融亜鉛メッキの上、エッチングプライマー塗布後、錆止め塗装を行い、「公・住・仕」18.4.5のSOP塗装仕上げとする。
 - 3) 既存梁面の無収縮モルタルは、「公・住・仕」7.2.9の柱底均しモルタルに準ずる。
 - 4) 既存梁面に新設する溝形鋼のガセットプレートは工場溶接とする。
 - 5) ガセットプレートとH鋼の接合は、「公・住・仕」7.2.2によるとるほか、HTB F8Tとする。
 - 6) ルーバー取付部材のアルミ部材は、図示による他、メーカー仕様とする。
 - 7) ルーバーは、アルミ型材に化粧シート張りを行った不燃認定品により構成した製品とし、設置位置及び取付方法は、本設計図を基本とするが、詳細についてはルーバー製造所の標準仕様による。
 - 8) アルミ製木調ルーバー製品の決定については、カタログ・見本を提出し、発注担当課の確認を受けること。

(8) その他工事

- 1. 清掃工事
 - 1) 共用廊下面の目隠しFRPグレーチングパネル及び、1階バルコニー手摺壁に設置してあるFRPグレーチングは、洗浄剤にて全て清掃とする。
 - 2) 洗浄剤は環境配慮型(中性)とし、洗浄剤は刷毛、バット、ブラシ等で均一に塗布し、一定時間放置した後、ブラシ清掃又は水洗いで表面に付着している汚れを撤去する。
 - 3) 植栽等、洗浄剤の飛散によって影響の出る恐れがあるものは、養生又は移動を行う。

13. エントランス改修工事

- (1) 工事範囲
 - 1. 工事対象棟は下記による
 - 1) 6-1号棟～6-7号棟 計7棟 1階エントランス部とする。
- (2) 工事内容
 - 1. 工事内容及び共通事項は下記による他、外壁修繕工事の特記仕様書及び「保・共・仕」、「公・住・仕」の内容による。
 - 1) 工事科目別は、下記による
 - ① 撤去工事
 - ② 金属工事
 - ③ 内装工事
 - ④ タイル工事
 - ⑤ 左官工事
 - ⑥ 掲示板取替、新設工事
 - ⑦ その他工事
 - ⑧ 電気設備工事(防犯カメラの設置、照明器具の取替)
 - 2) 工事範囲は、本工事設計図による図示の範囲とする。
 - 3) 下記の内容について、十分に調査及び調整・確認等を行うこと。
 - ① 工事着手前の設計図書と現場確認調査。調査時に設計図書と相違があった場合、監督員と調整を行うこと。
 - ② エントランスホール内部の調査後、施工図を作成し監督員の了承を得ること。
 - ③ 建築工事及び電気工事の工事工程の調整を行うこと。又他工事が有る場合も調整を行うこと
 - ④ 各工事内容毎に必要なに応じて施工図及び製作図等並びに見本及びカタログ等(材料の仕様が確認できる資料)を提出し、監督員の承諾を得ること。
 - ⑤ 本工事に使用する仕上げ及び接着剤等は、ホルムアルデヒド放散等級は全てF☆☆☆☆とする。
 - ⑥ 工事着手前に現況の確認を行い監督員に報告すること。また下記項目について事前調査を行い工事に影響のある部分を発見した場合は速やかに監督員に報告し適切な処置を行うこと。
 - ア) 居住者の安全に関わる事項
 - イ) 既存撤去をすることによる他の部分への影響(躯体、居住者の所有物等)
 - ウ) 躯体への影響(撤去方法等の確認)
 - エ) 新規取付け支持部の状況確認(躯体への影響及び取り付け方法の確認)
 - オ) 新規取付け部分の地下状況(ひび割れ、モルタル浮き、コンクリート欠損、取り付けアンカの位置等)
- (3) 撤去工事(保・共・仕 総則編 1. 2. 14、1. 2. 15)
 - 1. 撤去範囲は各図面による。
 - 2. 本工事の撤去範囲は必要最小限の範囲とし、工法等は撤去以外の部分に損傷等を与えない工法とする。
 - 3. 撤去の際、残置することとしているコンクリートブロック、臥梁等に損傷を与えた場合は既存同等品により復旧すること。
 - 4. 撤去跡については、監督員と協議の上、適切に処理すること。
 - 5. 取外した部材を再取付する場合は、「保・共・仕」の該当する仕様で取り付けることとする。「保・共・仕」によらない場合は監督員と協議の上適切に処理すること。
 - 6. エレベーター近くにて解体を行う場合は、事前に管轄の住まいセンターに連絡すること。
- (4) 金属工事(公・住・仕 建築編14章)
 - 1. 本工事は、「公・住・仕」14章 金属工事 による。
 - 2. 軽量鉄骨壁下地、「公・住・仕」14章4節 による。
 - 3. 軽量鉄骨天井下地、「公・住・仕」14章5節 による。
 - 4. 天井下地及び開口補強については、機構住宅標準詳細設計図集(第2版)AE-804、AE-805による。
 - 5. 設計図書に示す部分に天井点検口を新設する。
 - 6. 仕様は、「詳細図集」AE-806により、点検口の大きさは図示による。
- (5) 内装工事(公・住・仕 建築編19章)
 - 1. 本工事は、「公・住・仕」建築編19章 内装工事 による。
 - 2. 施工場所は設計図による。



UR都市機構 東日本賃貸住宅本部

設計事務所
株式会社 三岳企画設計
一級建築士事務所 東京都知事登録 第38224号
一級建築士大臣登録第189838号 管理建築士 金子幸司

工事名称
R02ひばりが丘パークヒルズ6-1号棟他6棟外壁修繕その他工事

図面名称
特記仕様書(4)

縮尺

—

図面番号

T-4

3. ケイ酸カルシム板張り
- 1) 本工事は、各エントランスホールのふかし壁の新設、天井面の張替えを行う。
 - 2) 天井の捨て張りに使用する材料は、プラスターボード 厚9.5mm(不燃)を使用する。
 - 3) 使用するケイ酸カルシム板は厚6mm、10mmの突付け張りとし、不燃認定品とする。
 - 4) 本工事は天井施工部には、アルミ製廻り縁を設けること。
- (6) タイル工事(公・住・仕 建築編11章)
1. 本設計図に示す範囲に床タイルを施工する。
 2. 床タイルは、磁器質タイル 300×300 厚さは9.5mm程度とし、目地幅はメーカーの仕様による。(カタログ価格 4,500円/m²程度品とする。)
 3. スロープ床タイルは磁器質タイル 150×150 厚さは9mm程度とし、ノンスリップ仕様を施工すること。(カタログ価格11,000円/m²程度品とする。)
 4. 段鼻タイルは、タレ付階段タイルとし、カタログ価格6,000円/m²程度とする。
- (7) 左官工事(公・住・仕 建築編15章)
1. 本工事は、エントランス内壁面の塗装仕上げに適用し、下記による他「公・住・仕」15章6節 仕上げ材仕上げによる。
 2. 仕上げ材は、JIS A 6909に対応した薄付け仕上げ塗材E(意匠性樹脂系左官塗材)の不燃タイプとする。
 3. 仕上げ材は原則コテ塗りとし、カタログ価格5,000円/m²程度とする。
 4. 使用材料、施工方法は、製造所の仕様とする。
 5. 使用材料の決定については、見本等を提出し、監督員の承認を得ること。
- (8) エントランス改修工事範囲
1. 上記(4)～(7)の改修内容は、下記改修仕上表に基づき工事を行なう。

| 改修記号 | 使用箇所 | 既存仕上げ | 改修仕上げ | |
|------|------|---------------|-------------------------------|--|
| 壁 | EW-1 | エントランス内壁 | 50角二丁掛モザイクタイル・吹付タイル(残置) | アクリルカチオン系下地調整材塗の上薄付け仕上げ塗材E(意匠性仕上げ) |
| | EW-2 | 新設集合郵便受廻り | 50角二丁掛モザイクタイル・吹付タイル(残置) | 軽量鉄骨壁下地65型、ケイ酸カルシウム板(t10)の上薄付け仕上げ塗材E(意匠性仕上げ) |
| 床 | EF-1 | エントランス内床・階段踏面 | 100角磁器質タイル(撤去) | 下地モルタル塗りの上300角磁器質タイル貼り |
| | EF-2 | エントランス前階段鼻先 | 100角磁器質タイル(撤去) | 下地モルタル塗りの上(100+30)×300タレ付磁器質タイル貼り |
| | EF-3 | スロープ床 | ノンスリップ付100角磁器質タイル(撤去) | 下地モルタル塗りの上スロープ用150角磁器質タイル貼り |
| 天井 | EC-2 | エントランス内天井 | 軽鉄下地、石こうボードt9.5の上岩綿吸音板t15(撤去) | 軽鋼鉄骨天井下地、PB(t9.5)捨貼り、ケイ酸カルシウム板(t6)突付け張りの上EP塗(塩ビ製廻り縁) |

※EW-3,4、EC-1は外壁修繕工事改修仕上表に準じる

- (9) アルミ製木調ルーバー新設工事
1. ルーバーは、アルミ型材に化粧シート張りを行った不燃認定品により構成した製品とし、設置位置及び取付方法は、本設計図を基本とするが、詳細についてはルーバー製造所の標準仕様による。
 2. 製品の決定については、カタログ・見本を提出し、発注担当課の確認を受けること。

- (10) 掲示板撤去、新設工事
1. エントランス内の既存掲示板を撤去し、本設計図に示す位置に掲示板を新設する。
 2. 取付詳細は本設計図による。
 3. 使用する材料は、F☆☆☆☆認定品とする。
 4. 既存掲示物に関しては、機構担当者協議を行い取り外し再取付けとする。

- (11) ベンチ新設工事
1. 設計図書に示す部分に再生木材ベンチを新設する。
 2. 新設するベンチの再生木材は、再生ポリエチレン45%、木粉比率50%以上の配合比率とする。
 3. 再生木材の比重は1.3以上とする。
 4. 特記無き限り鋼材類は溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
 5. 特記無き限りボルト、ワッシャ類は溶融亜鉛メッキ仕上げとする。(ビス類を除く)
 6. 新設ベンチは、賠償責任保険加入製品とする。
 7. 再生木材の色については別途色彩計画書によるものとする。
 8. 受注者は制作に先立ち、施工図を作成の上、監督員の承認を得ること。

- (12) 住棟表示板(サイン)設置工事
1. 本設計図に示す住棟表示板を新設する。
 2. 取付詳細は本設計図による。
 3. ステンレスサインプレートにエッチング加工を施す。エッチング加工の工程は製造メーカー仕様による。
 4. 表示文字の書式及びサイズ等については、原則本設計図によるが、制作時にサンプル等を提出し、発注担当課の確認を受けること。

- (13) 自立式手摺新設工事
1. エントランス前の階段部に設置する手摺は、ステンレス製(SUS304)手摺で製作物とする。
 2. 手摺の形状及び固定方法等については、本設計図による。

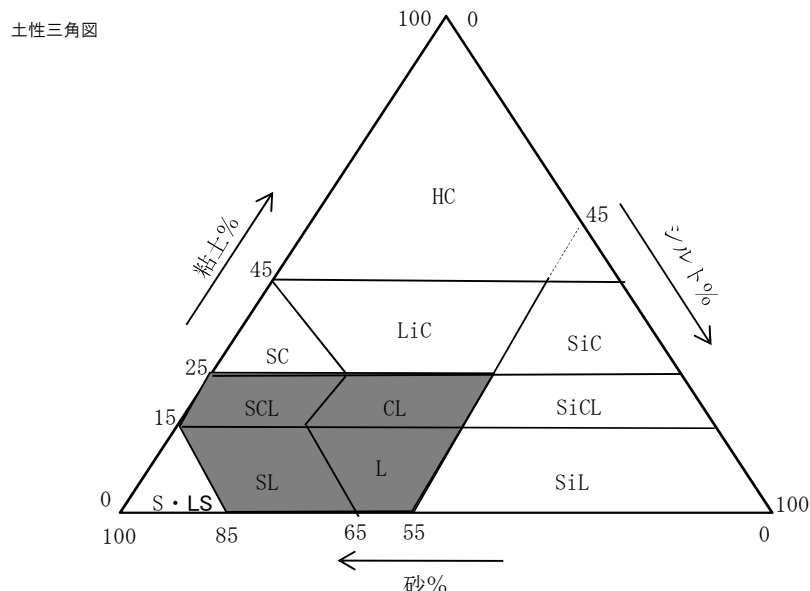
- (14) ブラケット式補助手摺新設工事
1. エントランス内に新設するブラケット式補助手摺は、笠木部分を半硬質耐候性樹脂二層成形とし、笠木受はアルミニウム押出型材とする。
 2. 壁付ブラケットは、アルミニウム押出型材のショットプラスト加工し、アルマイト処理9μ及びトップコート7μを施した製品とする。
 3. コーナー納まり、取付方法、ブラケットピッチはメーカー仕様による。

- (15) 不要チラシ入れ箱設置
1. エントランス内に本設計図に示す、不要チラシ入れ箱を設置する。
 2. 不要チラシ入れ箱は既製品を採用するが、チラシ以外の投函を防ぐ為別途ステッカーを制作し、所定の位置に貼り付けること。

14. 外構工事

- (1) 工事範囲
1. 工事対象棟は下記による
 - 1) 6-1号棟～6-7号棟 計7棟 エントランスアプローチ部とする。
- (2) 土工事
1. 本工事は、「公・住・仕」3章土工事による。
 2. 本工事による建設発生土の処理は、場外処分とし、関係法令等に従い適切に処理すること。
- (3) 地業工事
1. 本工事は、「公・住・仕」4章6節砂利、砂、捨てコンクリート地業等による。
 2. 砂利地業の厚さ、及び捨てコンクリートの厚さは、本設計図による。
- (4) 鉄筋工事
1. 本工事は、「公・住・仕」5章鉄筋工事による。
 2. 使用する溶接金網は、JIS G 3511によるものとし、寸法及び鉄線の径は本設計図による。
- (5) コンクリート工事
1. 本工事は、「公・住・仕」6章コンクリート工事による。
 2. ウォール、基礎等に使用するコンクリートは、普通コンクリートで設計基準強度18N/mm²とし、スランプ8cm、最大粗骨材25mmとする。
 3. 詳細については、工事着手前に施工計画書を作成し、監督員の確認を得る。
- (6) 舗装工事
1. 本工事は、「公・住・仕」22章舗装工事により、自然石床材は、「公・住・仕」10章石工事によるほか、メーカー仕様とする。
 2. 自然石床材は、白御影 350×700とし、厚さは60mm程度、カタログ価格26,000円/m²程度の製品とする。
- (7) 左官工事
1. 本工事は、「公・住・仕」15章左官工事、2節モルタル塗りによる。
- (8) 石工事
1. 本工事は、「公・住・仕」10章石工事による。
 2. アイストップウォールの石材は、錆御影(300×600)のピシャン仕上げとし、厚さは30mm程度、カタログ価格18,000円/m²程度の製品とする。
- (9) 植栽工事
1. 植栽
 - 1) 形状寸法等
 - ① 植栽材料の形状寸法については、「共通仕様書」1.基礎整備工事共通仕様書 造園編3章1節1項によるものとし、完成時点のものを言うが、その許容の上限は指定された形状寸法の2割り増しまでとする。
 - ② 樹高については、最低基準を示すものとする。ただし、同一樹種、同一規格のものについては、樹高をそろえ景観を重視する。
 - 2) 修景上重要となる樹木(主要景観木、列植樹木)については、事前に写真を提出し、監督員を通じ設計担当課に承認のうえ、搬入する。また、地被類、つる植物、宿根草類の品種指定のあるものは見本を事前に提出し監督員の承認を得ること。
 - 3) 樹木客土は現場発生土とする。
 - 4) 現場発生土の品質は下表による。試験検体数は、総現場発生土客土(埋戻し量50m³未満の場合1検体、50～100m³の場合2検体、100m³以上の場合3検体とする。

| 項目 | 単位 | 基準または基準値 | 方法 |
|----------------------|------|-----------------------------------|----------------------------|
| 粒径組成(土性) | - | 適応土性 SCL・CL・SL・L (参照:土性三角図) | JIS A 1204及び国際土壌学会法による土性区分 |
| pH(H ₂ O) | - | 5.0～8.5 | ガラス電極法 |
| 電気伝導度(EC) | dS/m | 1.0以下 | 1:5水浸出法 |
| 腐食含有量 | g/kg | 30以上 | チュール法または乾式燃焼法 |
| 窒素含有量 | g/kg | 0.6以上 | ケルダール法または乾式燃焼法 |
| レキ含有量 | % | 50未満 | 重量法 |



UR都市機構 東日本賃貸住宅本部

設計事務所
株式会社 三岳企画設計
一級建築士事務所 東京都知事登録 第38224号
一級建築士大臣登録第189838号 管理建築士 金子幸司

工事名称
R02ひばりが丘パークヒルズ6-1号棟他6棟外壁修繕その他工事

図面名称
特記仕様書(5)

縮尺
—

図面番号
T-5